

吹田市障がい者支援プラン(第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画)素案に対する提出意見と市の考え方(案)

- 1 意見提出期間 令和5年(2023年)12月25日(月)～令和6年(2024年)1月25日(木)
- 2 いただいた御意見 158件(88通)
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
一	計画名	1	計画名は「吹田市障がい者・児支援プラン」のほうがよい。	制度上は分かれておりますが、者・児一体的に計画を推進するため、分かりやすく簡潔な呼称が望ましいと考え、計画名を「障がい者支援プラン」とさせていただきます。
第2章	2 障がい福祉施策に関わる市民の意識	(2)第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート	2 アンケートの対象者に受給者証や手帳を持っていない人が含まれていない。また、年齢別、利用期間別の分析が必要。	障がい児福祉計画の策定を効果的に進めていくため、今後のアンケート実施時には、いただいた御意見を参考に対象者や内容を検討してまいります。
第3章	2 成果目標	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	3 施設入所者減少数の目標値設定に当たっての考え方を「令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数(170人)の5%(6人)以上の削減」と改める。	施設入所者については、障がいの状況を勘案して入所の基準を判断していることから、地域移行の推進は相当困難であり、目標どおりに進めることが難しい状況ですので、大阪府の基本的な考え方(令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数(170人)の1.7%(3人)以上の削減)としています。
			4 入所施設待機者の解消については何も計画はないのか。	障がい者の暮らしの場の一つである入所施設は、真に必要とする方もおられることを踏まえ、本計画にサービス利用の見込量を定めています。なお、サービスの確保にあたっては、大阪府と調整しながら進めてまいります。
		(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5 現状サポート資源は皆無に等しく、相談支援事業所が肩代わりしている事例が多くある。本来なら自立支援協議会により機能を果たしていくことが求められていると考えるが、休止に近い状況にあり、計画内容と実態とのギャップをどう埋めていくかの提起が必要と考える。	自立支援協議会の専門部会として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会を実施しています。専門部会での実施内容としましては、精神科病院と地域の連携機関との事例検討会や地域の関係機関向けへの研修を実施しております。引き続き取組内容についても進めてまいります。
		(3)地域生活支援の充実	6 地域生活支援拠点等の活動指標について【3件】 <主な意見> ・運用状況の検証が年1回では少ない。 ・拠点等の設置数が少ない。 ・障がい福祉事業所間の連携を図るため、独立したコーディネーターを配置してほしい。	7 地域生活支援拠点等の緊急時の受入れ体制について【3件】 <主な意見> ・緊急時の連絡体制を構築するにも日々の人材が足りないため、その人材確保することが難しい。 ・緊急受け入れ専門の施設をつくってほしい。 ・「人材確保」をするため、社会福祉施設の見学・体験の事業を一般向けに開催する。
	8 強度行動障がい有する者の支援体制について<主な意見>【2件】 強度行動障がい有する障がい者の状況や支援ニーズの把握方法について具体的に決めてほしい。			強度行動障がい有する障がい者の状況や支援ニーズにつきましては、把握していく必要があると認識しており、その把握方法等を今後検討してまいります。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方	
第3章	2 成果目標	(4)福祉施設から一般就労への移行等	9	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を令和8年度160人に増やす。	成果目標は、国の基本方針や大阪府の基本的な考え方に基づき定めています。就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数は、令和4年度実績では第6期計画の目標値には達していませんが、おおむね増加しておりますことから、次期計画でも定めた成果目標を着実に達成できるよう取り組んでまいります。
			10	市内の企業による社会貢献、作業依頼等の働きかけに力を入れる。	障がい者雇用に対する企業の理解促進や、市による障がい者優先調達の推進については計画の「2 成果目標(4)福祉施設から一般就労への移行等」にて記載しており、取組を推進してまいります。
		(5)相談支援体制の充実・強化等	11	相談員の目標人数とプラン数を数値目標で挙げながら、セルフプランでも安心してサービスの選択と利用ができるよう担当課の利用者への相談や説明など行政の役割についても内容に含めてほしい。	中立的な者が専門的な観点から一環してケア管理を行うことにより、市の支給決定の裏付け評価ができることからセルフプランを減らしていくことが望ましいと考えています。ただ、現状ではセルフプランを無くすことは困難でありますので、セルフプランでも安心してサービスを利用できるよう行政で引き続きサポートしてまいります。
		12	地域自立支援協議会について【2件】 ＜主な意見＞ ・自立支援協議会の目標は従来の評価を受けた目標となっていない。相談センター・基幹の役割、必要な社会資源について協議会で検討が必要。 ・自立支援協議会当事者会の当事者委員が任期を終了した後も、ピアカウンセラー等の相談支援員として活躍できる人材として認定していくことが必要だ。	目標につきましては、大阪府の基本的な考えを基に地域課題を検討し、会議を運営する中で相談センター・基幹の役割、必要な社会資源についても協議してまいります。自立支援協議会当事者会委員としての任期終了後の委員の関わりにつきましては、各委員の意見も伺ったうえで検討していきます。	
		(1)自立支援給付の利用見込みとその確保策	13	重度障がい者への支援以外にも取り組むことはある。利用者一人ひとりのニーズに合ったサービス提供は喫緊の課題だ。	障がい者の重度化・高齢化は今後の大きな課題であり、支援体制の整備を取り組んでいかないとはいけません。御意見のとおり、重度障がい者以外にもニーズを把握し人材確保を含めた支援策を検討してまいります。
14	重度障がい者に対する意見【7件】 ＜主な意見＞ 数値目標とあわせて最も支援を要する重度重複障害者が取り残されることなく吹田で暮らし続けられることを計画の重点目標に据えることを明示する必要がある。具体的には、区分だけでは測れない支援の手間を評価した上で、人員の配置に対する市独自の補助を創設するなど、置き去りにしない市の姿勢を明確にする必要がある。		医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者に対する支援策につきましては、生活介護、短期入所及び共同生活援助の項目で記載し、重点取組としています。支援のための制度設計の際には、区分だけでなくさまざまな観点から支援策を検討してまいります。		
(1)自立支援給付の利用見込みとその確保策【ウ 短期入所サービス】	15		短期入所について【2件】 ＜主な意見＞ ・緊急避難的な短期入所の整備を急速に進め、各事業所2床を常時確保できるよう市として補助する枠組みをつくる必要がある。また、共同生活援助の短期入所の指定を勧奨するなど、短期入所枠を拡大できるような施策が必要である。	緊急時の受入れ対応につきましては、対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ体制の強化に向けて検討を進めます。また、地域生活支援拠点の整備を進めてまいります。	
	16	重度障がい者のための入所施設について【7件】 ＜主な意見＞ ・専門性の高い医療的ケアを必要とする障がい者が利用可能なショートステイ施設の不足が長年続いている。吹田市だけで実現が難しいのであれば、北摂の自治体で協力して施設誘致してほしい。	医療的ケアを必要とする障がい者が利用可能な施設につきまして、強い要望があることは認識しております。当該施設の整備につきましては広域的な取組となりますことから、引き続き大阪府へ要望してまいります。		

計画案該当箇所	No.	提出意見	市の考え方
(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策【エ 居住系サービス】	17	<p>グループホーム運営における土地取得等の補助について【4件】</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標達成に向けての取組に「吹田市の事業者がグループホーム運営を行うにあたって必要な土地取得、建物建設等を補助します。」を加える。 	<p>グループホームの整備促進策といたしまして、土地取得に関するものはありませんが、施設の建設や修繕費用を対象とする国の社会福祉施設等整備補助制度があり、市も補助基準額の1/4を支出し整備促進補助を実施しています。なお、グループホームの整備促進について、成果目標(1)、(2)の成果目標達成に向けての取組に、以下の項目を追記します。</p> <p>【追記内容】</p> <p><u>民間の活力のみでは充実が見込めない医療的ケアの必要な障がい者等を対象としたグループホームについては、市有地利活用も含めた促進策を検討します。</u></p>
	18	<p>重度障がい者等の暮らしの場について【3件】</p> <p><主な意見></p> <p>強度行動障がいや高齢化に伴った認知症など、そういった方が過ごせるような医療体制の整った入所施設の設立を求める。</p>	<p>強度行動障がい者を有する者が地域で安心して暮らせるよう地域の受け皿の整備が必要であると考え、重度障がい者を受入れるグループホームの整備補助等の取組を進めてまいります。また、介護保険制度においても障がい者に適切な対応がとれるよう、介護保険担当と連携してまいります。</p>
	19	<p>グループホームの整備について【9件】</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームが全然足りない。質・量ともに障がい者が安心して生活できる場になるようにしてほしい。 ・市内でのグループホームの充実と重度障がい者が安心して暮らせる施設の建設を早急に望む。 ・グループホームの人材確保、職員の研修、教育の充実、職員待遇をよくすること。 	<p>本計画策定の際のアンケートにより、グループホームの不足状況は3年間で79人と見込みました。障がい者が地域で安心して生活する場としてのグループホーム整備のため施策を継続するとともに、補助制度につきましても必要に応じ見直ししてまいります。また、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備につきましても検討してまいります。なお、障がい福祉人材の確保、定着及び養成につきましては、「4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組」のなかで記載しております。</p>
(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策【オ 相談支援】	20	<p>相談員の人員確保について【2件】</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の人数、一人当たりの件数、相談内容等を実態把握した上で現行の単価が妥当であるか、どんな保障が可能かについて数値目標が必要と考える。 ・余裕をもった人員を確保するために3人以上につき1人の事務補助職員の人件費補助制度の創設、ICTの導入等による業務効率化に対する補助など、これまでとは次元が違うレベルで市独自の補助を創設する必要がある。 	<p>相談支援事業所向けの補助金制度を創設しておりますので、補助金実績の検証を行いつつ、相談支援事業所連絡会を通して相談支援事業所の現状も把握して、更なる支援内容を検討します。</p> <p>相談支援体制の強化が必要と認識しておりますことから、人員体制につきましては、他の取組を踏まえ検討してまいります。なお、事務負担の軽減や業務効率化のためのICTやロボットの導入につきましては、国の補助制度があり、市も人材確保、定着のため補助基準額の1/4を支出し推進しています。</p>
	21	<p>意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業、手話奉仕員養成研修事業について【5件】</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の手話通訳者派遣事業は10件を15件と増やす。要約筆記者派遣事業も0件ではなく1件とする。 ・ボランティアである手話サークルに手話通訳を頼るのではなく、専門的に学習を積み重ねた手話通訳者を養成し、派遣する形にすべきだ。 ・市の手話通訳者資格を府の登録通訳者と同等に扱ってほしい。 ・手話通訳者派遣事業について、NPOのような団体に手話通訳派遣費用の負担を軽くする支援措置をしてほしい。手話通訳派遣内容について政治、収益、宗教以外はすべて派遣できるようにしてほしい。 	<p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業につきましては、いずれも現状を踏まえた上での見込み値としております。</p> <p>意思疎通支援事業の利用件数にボランティアによる派遣は含まれていませんが、ボランティアの派遣については、市の派遣制度として確立した際に改めて検討してまいります。また、専門性の高い手話通訳者を養成し派遣する形態については、引き続き大阪府及び府内政令・中核市との共同実施事業を活用してまいります。</p> <p>手話通訳者派遣料は法人等が独自に設定しているものです。また派遣内容について、本市では社会的職務など要件に該当すれば派遣を認めています。</p>
(2) 地域生活支援事業の利用見込みとその確保策	22	<p>日常生活用具について【2件】</p> <p><主な意見></p> <p>日常生活用具は物価高で用具により1割から2倍と値上がりしているが、支給額はこの10年変わっていない。使用頻度は物価が変わっても変わらないので自費での負担が大きくなり生活を圧迫している。</p>	<p>日常生活用具の対象品目の選定や基準額の設定は、地域の実情に沿った対応が可能であることから、今後とも可能な範囲で利用者の負担軽減に努めてまいります。</p>
	23	<p>移動支援事業の拡充【5件】</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・余暇支援の充実のために1500件に迫る数値目標を設定してはどうか。 ・外出支援は利用者一人ひとりのニーズに合った時間数の提供に努めるべきだ。 ・移動支援の利用を拒否する事業所が増えている実態に対し、移動支援の報酬を引き上げるべきだ。 	<p>数値目標は実績をベースに伸び率を考慮して算出しております。あくまで数値目標ですので、個々のニーズに即した利用を提供してまいります。</p> <p>現在も必要に応じて聞き取りを行い、引き続き利用者に必要なサービス提供に努めてまいります。</p> <p>移動支援の報酬につきましては、事業所へのヒアリングにて実態を把握し、検討していきたいと思っております。</p>

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第3章 4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(1)障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	24	障がい理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進の取組として、障害者差別解消条例の制定に努める旨の文言を加筆する。	まずは計画案に示すとおり、市役所職員や市内事業者へ、障害者差別解消法の周知・啓発を行い、障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消に努めてまいります。
		25	公共施設の新設等にあって、必ず「計画の段階から当事者参画を図ること」を明記するべきだ。	御意見の「計画の段階から当事者参画を図ること」を明記することは難しいと考えますが、バリアフリー吹田市民会議には当事者が委員として参画しており、また公共施設の新設等の際には、同会議に意見を聞くよう、市役所内で周知をしております。ただ、当事者委員の負担が大きいことから、全件を同会議にて協議することが難しく、これまでの同会議でいただいた意見を取りまとめ、市役所内で共有を図り活用しております。
		26	点字ブロック(点字シート)の剥がれ、がたつきなどを市民、市職員が発見した場合の連絡依頼について市民、市職員へ周知する。また、点字ブロック(点字シート)の設置基準のマニュアル化、施工分担の明確化と周知を。	点字ブロックについては、職員による道路パトロールや日々寄せられる市民からの通報に対応する形で補修を行っており、現在の連絡体制において運用するのが適切かと考えております。また、設置基準は特に設けてはおりませんが、バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画による整備のほか、視覚障害をお持ちの方などから受けるご要望についてお話を伺いしながら必要に応じた設置を行っております。
		27	合理的配慮について【2件】 ＜主な意見＞ 障がい者の困りごとについて、市民・企業などへ周知による見守り・参加協力・配慮などを依頼する広報が必要。	合理的配慮について、具体例も示しながら、市役所内、また市内事業者への周知・啓発に努めてまいります。
	(2)コミュニケーション支援の促進	28	市ホームページに音声読み上げ、配色変更機能の導入を願う。	市ホームページにおいての音声読み上げ機能につきましては、ユーザーの利用環境に影響を受けることや音声読み上げを必要とするユーザーの多くは既に自身のパソコン等に機能をインストールして利用していることから、導入していません。読み上げ機能自体の提供ではなく読み上げ機能に対応するページ作成を行うことでアクセシビリティの確保に努めております。 なお、配色機能変更機能については、各ページ上部から4つの配色パターンに変更可能です。
		29	吹田市手話言語条例について【3件】 ＜主な意見＞ ・当事者や関係者の協議体を早急に開催して具体策を決めて進める。 ・手話言語の普及、啓蒙で手話や聴覚障害者に対する理解がひろがるようにパンフレットを作成して市民に配布してほしい。	手話言語等促進条例の施行を受け、手話等に係る施策推進方針を策定し、さらに関係者や当事者を交えた会議体を新たに設け、手話への理解の促進及び普及を図るとともに、障がい者の情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を計画的に推進してまいります。また、新たな会議体については、可能な限り早期に立ち上げ、開催できるよう努めてまいります。
		30	市の職員向けの手話講座を実施し、市の窓口の職員が挨拶や窓口で必要な手話会話を身につけてほしい。情報が入らず、コミュニケーションができない聴覚障害の重さを職員研修で深めていただきたい。	本市では手話での日常会話を中心に実技の基礎を習得することを目的に、市職員を対象とした手話講習会をこれまで定期的に開催しています。手話言語条例が施行されたこともあり、職員には、手話が話し言葉と同じく言語の一つであることの認識を深めるとともに、市からの情報は、障がいの有無に関わらず誰もが同じタイミングで取得できるよう、手話や点字その他のコミュニケーション手段を利用した情報発信に努めてまいります。
	(4)事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	31	事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実の取組として、地震等の災害発生時に、障がい福祉サービス事業所等が福祉避難所となるように支援することを加える。	吹田市では、耐震・耐火構造やバリアフリー対応等の指定基準を満たした29施設を福祉避難所として指定しています。災害発生時には、必要に応じ福祉避難所を開設することになっています。また、福祉施設等の整備時において、可能な限り福祉避難所を備えていただけるよう確認してまいります。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第3章	4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成	32 福祉人材不足に対する市の対策について【12件】 <主な意見> ・介護・福祉の現場は人が足りていないと機能不全になる。 ・市内大学の学生への働きかけやあっせんなど市と大学の連携ができないか。グループホームでのアルバイトに誘導できる仕組みも検討が必要だ。	福祉人材の不足については、喫緊の課題であると認識しています。必要に応じて事業の効果を検証しながら、より効果的な人材確保策を検討してまいります。 職業紹介は厚生労働大臣の許可が必要なため、大学生に対するあっせんはできませんが、さらなる市内大学との連携に取り組み、障がい福祉分野の魅力発信等を行ってまいります。
			33 福祉職員の賃金保障、改善について【7件】 <主な意見> ・福祉職員の賃金保障、改善のために予算をつけてほしい。 ・基準以上の職員配置で重度の障がい者にも頑張っ て対応している所には、加算してほしい。	福祉職員の賃金改善につきましては、機会を捉えて国に対して要望を行ってまいります。 また、本市では市独自で重度障がい者の受入れ促進のため、基準以上の職員配置の事業所に対し、重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金を実施しています。 人材確保策につきましては、事業所にヒアリングを行うなど現状と課題を把握したうえで、より効果的なものとなるよう検討してまいります。
			34 資格取得支援について【4件】 <主な意見> ・資格所得制度での全額補助と対象資格の拡大を実現してほしい。 ・介護福祉士試験、実務者研修、初任者研修は高齢福祉室での資格取得と整合性を取る必要がある。 ・市内の介護従事者を育てるためにも、市内に研修養成所を作ることが必要だ。	補助金につきましては、受益者についても相応の負担をしていただく必要があることから、資格取得につきましては全額補助対象としておりません。 対象資格の拡大等につきましては、制度の見直しを進め、人材確保、定着、養成に取り組んでまいります。 市内にも研修実施事業者があり、近隣市でも研修を実施していることから、研修養成所を設置する予定はございませんが、人材確保のため資格取得を後押しするための取組を実施してまいります。なお、就職支援を目的とし市のJOBナビすいたやハローワークでも研修が行われており、市も連携しております。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第4章	1 基本的な考え方	35	基本的な考え方の中に「権利」「尊厳」を示す表現がない。かけがえのない一人ひとりの発達と家族のノーマライゼーションを権利として保障していくぎょうせいを目指してほしい。	本計画の推進にあたっての基本的な考え方については、「第4期障がい者計画」で定める「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する、理解や配慮の促進」「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の基本的方向性に基いたものとなっております。障がいの有無に関わらず地域社会への参加が図られ、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するため、本計画に基づき、必要な施策を推進してまいります。
		36	児童発達支援、放課後等デイサービスは質の問題が大きな課題になっている。放課後等デイサービスの人権侵害については市は考え方と具体策を示す責任がある。放課後等デイサービスの事件の教訓は実態を明らかにし、市の方針を示して計画の中に取り入れるべきだ。	事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、研修や実習の受入等の充実を図り、療育の水準の向上に努めます。また、基本的な考え方とおり、本計画の推進にあたっては、障がい児に対する虐待の防止等の視点を含めて取り組むべきものと考えています。
		37	自立支援協議会での議論では多様な制度が複雑に入り組む就学前の施策のあり方について住民の意見が反映されにくく、新たな仕組みの導入の検討が必要。発達支援センターの行政課題として保護者団体との共同や仲間づくりの支援に取り組むことが望まれる。	地域における支援体制の整備に当たっては、関係機関との会議等において、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、地域自立支援協議会を関係機関の協議の場として位置づけ活用していきます。 また、こども発達支援センターでは、杉の子学園・わかたけ園に通う児童の保護者からの意見聴取のほか、市民向けの講座を実施し、より広く意見の聴取に努めています。
		38	児童の進路先での子供の発達の状況の把握、保護者の子供理解を検証しなければならない。	こども発達支援センターを含む各機関においては、児童のライフステージに沿って、これまでの支援が途切れることのないよう、教育等の関係機関への円滑な引き継ぎに努めているところです。また、個々のケースを通じた連携を図りながら、状況把握と課題の検証を行い、支援の充実につなげてまいります。
1 基本的な考え方	(3) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進	39	地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進に係る意見【4件】 <主な意見> ・市内の保育園、幼稚園、小中学校等との連携等について ・保育園の民間化、学童保育の民営化によるインクルージョンの推進への影響について。	小学校や中学校を含む、各機関との支援協力体制の構築に努め、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進してまいります。 また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進にあたっては、こども発達支援センターでは保育所等の巡回相談や児童の見立てについて関係機関と情報共有を図っております。今後は、自立支援協議会と協議・協働することで、その活性化を図ってまいります。
		40	「令和5年12月1日から施行された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」に基づき、吹田で育つ子供たちが「手話が言語であることが当たり前の感覚として身につくような環境づくりを進める。」と加筆することを検討してほしい。	「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」の施行に伴い、P95のとおり、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進の観点から、言語(手話)その他さまざまなコミュニケーション手段があり、障がい特性に応じた対応について記載しており、今後、ご指摘の要素も踏まえた取組に努めてまいります。
		41	ライフステージに応じた適切な支援につなげる方策について【2件】	発達相談の窓口である、こども発達支援センター、すこやか親子室、のびのび子育てプラザや保育所等においては、適切な支援に繋ぐ役割を担っており、それぞれが専門知識を深め、連携の強化を図っていくことが重要と考えています。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援が提供できるよう、「発達支援手帳すいすいのーと」や「すいすいシート」を活用した取組を進めています。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方	
第4章	2 成果目標	(1)障がい児支援の提供体制の整備等	42	<p>こども発達支援センターの機能強化について【7件】</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能強化の具体的な計画を策定すべき ・保護者支援について ・障がい児通所支援事業所への質の向上につながる指導を望む 	<p>こども発達支援センターでは、専門性に基づく発達相談や専門療法、ソーシャルスキルトレーニング等を実施するとともに、個別相談、ペアレント・トレーニングや保護者向けの講座など保護者への支援に取り組んでいるところです。また、同センターの障がい児支援の拠点的な機能として、専門職による、障がい児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施するとともに、保育所等への巡回相談や関係機関への情報共有の取組を進め、発達支援・家族支援の充実に努めてまいります。</p> <p>また、引き続き、関係機関と連携して切れ目のない支援体制の強化を図ってまいります。</p>
			43	<p>生活相談員について記載がないのは何故か。また各種親子教室は具体的に表記する。</p>	<p>「保育士による各種親子教室」を「保育士・児童指導員が実施する、親子遊びや小集団での親子活動をととして、子供の成長に応じて必要な支援を一緒に考える年齢ごとの親子教室」に加筆・修正します。</p>
			44	<p>「成果目標」の中に聴覚障がい児や保護者に対するものが見当たらない。</p> <p>「発達支援センター」に聴覚障がいの子供の発達相談支援ができる職員はいるのか。</p>	<p>本計画は、聴覚障がいを含む障がい児福祉サービスの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保策等を定めているものです。</p> <p>聴覚障がいによる言葉の遅れに関する相談は言語聴覚士や心理士が対応しております。</p>

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
その他	-	-	45 通学支援プロジェクトについて【3件】	地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、本市の自立支援協議会の専門部会として設置した通学支援検討プロジェクトの意見を参考に、引き続き関係機関の連携を深めてまいります。
			46 障がい者と障がい児の計画の記載内容が統一性に欠けているように感じる。	障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき策定されますことから、記載内容に違いが生じることはありますが、双方ともにサービス種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方を定めております。
			47 高齢化に対する案が出ていない。	障がい者の高齢化・重度化は、今後の大きな課題であると認識しています。障がい者の高齢化・重度化に向け、地域生活支援拠点や共同生活援助の整備を進めてまいります。なお、重度化・高齢化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型の共同生活援助の設置の動向を注視することを計画に記載しています。
			48 福祉タクシーチケットについて	タクシー券については、利用者のニーズ等を踏まえ、より効果的な制度のあり方を検討し、制度の充実に努めてまいります。障がい等級に応じた市内交通機関の割引証等の交付は、現状では困難です。また、タクシー会社の料金算定については、市の所管外であり各社の判断によるものです。
			49 福祉年金の廃止について【14件】	市の独自制度として実施してまいりました障がい者福祉年金については、今後もサービスや施策等の維持・向上を図り、障がい者(児)の生活や社会参加への支援を安定的に行うには、現金給付からサービスを円滑に受けるための環境整備へと転換を図る必要があることから、令和6年9月期の支給をもって廃止いたします。今後はこの財源を活用し、重度障がい者(児)へのサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。
			50 計画におけるパブリックコメント等意見の反映方法について【3件】	障がい福祉計画につきましては、社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会にて計画素案策定までを諮問し、答申をいただき計画素案を策定します。その後、計画素案に対する市民意見を反映したうえで、本市障がい者福祉事業推進本部で行うこととしております。障がい福祉計画素案の策定に際しては、学識経験者、社会福祉事業従事者を委員とする「社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会」において、障がい当事者等の公募市民も参画のもと議論をいただき、答申をいただいております。また、計画素案策定に際し、障がい当事者等から意見をいただき計画策定の参考とさせていただきます。
51 その他、施策推進に当たっての提案など【14件】	いただいた御意見も参考にしながら、取組を進めてまいります。			